

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：男女共同参画推進費

事業名 岐阜県地域女性団体協議会活動促進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 男女共同参画・女性の活躍推進課 男女共同参画係

電話番号：058-272-1111 (内 2424)

E-mail：c11234@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 720 千円 (前年度予算額：720 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	720	0	0	0	0	0	0	0	720
要求額	720	0	0	0	0	0	0	0	720
決定額	720	0	0	0	0	0	0	0	720

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

男女共同参画社会の実現にとって、女性の社会参画は必要不可欠であり、地域において社会活動を行う女性団体の存在は重要である。

このため、これらの団体との幅広いネットワークを持つ(一財)岐阜県地域女性団体協議会へ活動費を補助することにより、地域活動を活性化させ、男女共同参画社会の実現に寄与する。

(2) 事業内容

(一財)岐阜県地域女性団体協議会に対する補助

- 対象事業
- ・研修会及び婦人の主張大会の開催
 - ・情報提供・機関紙の発行
 - ・家庭や地域を守るために必要な調査研究活動
 - ・婦人教室の開催及び婦人教室全県実践発表大会の開催
 - ・構成団体間の連絡調整及び指導
 - ・県各種委員会参加への調整事務
 - ・その他団体の運営に要する経費

(3) 県負担・補助率の考え方

県内の各女性団体とのネットワークをもつ(一財)岐阜県地域女性団体協議会への取り組みとして県負担は妥当。

事業費の1/2以内補助(岐阜県地域女性団体活動促進事業費補助金交付要綱で規定。)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
事業費補助	720	対象事業費の一部(1/2以内)
合計	720	

決定額の考え方

4 参考事項

(3) 後年度の財政負担

(一財)岐阜県地域女性団体協議会は、平成25年度当初に一般財団法人へ移行したが、移行後も以前の事業を継続すること等を勘案し、引き続き支援を継続する。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	岐阜県地域女性団体協議会活動促進事業費補助金
補助事業者（団体）	（一財）岐阜県地域女性団体協議会 （理由）当該団体は、県内の女性団体の窓口的役割を担っており、そのネットワークを活用した多様な活動は、地域における女性の活躍に寄与している。
補助事業の概要	（目的）地域において社会活動を行う女性団体の活動を活性化させ、男女共同参画社会の実現に寄与する （内容）当該団体が行う各種事業に対する補助
補助率・補助単価等	定額・定率・ その他 （例：人件費相当額） （内容）事業費の1/2以内 （理由）岐阜県地域女性団体活動促進事業費補助金交付要綱の定めによる
補助効果	男女共同参画社会への県民意識の向上
終期の設定	終期 令和4年度 （理由）終期末設定で、事業開始から既に3年以上が経過しているため暫定的に設定

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

当該団体が行う各種事業を通じて、女性の地域活動を活性化させ、男女共同参画社会を実現する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (H29年度末)	目標 (終期)
①「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	—	65.0% (H29年度末)	80.0% (R4年度末)

	H24年度	H25～9年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	720千円	720千円	(予算額) 720千円	(要求額) 720千円	(要求額) 720千円
指標①目標	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%
指標①実績	45.6%	—	(推計値) —	(推計値) —	(推計値) —
指標①達成率	70.1%	—%	(推計値) —%	(推計値) —%	(推計値) —%

(前年度の成果)

令和元年度実績

当該団体は、県内の女性団体の窓口的役割を担っており、そのネットワークを活用した多様な活動は、地域における女性の活躍に寄与している。

また、会長以下の役員は、地域の代表として60を超える県の審議会等の委員に就任しており、女性の社会参画への貢献度は大きい。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

当該団体は、公益法人制度改革に伴い、平成25年度当初に一般財団法人へ移行したため、新体制移行後の団体活動における公益性の確保及び自主運営体制の確立に向けて引き続き助言が必要である。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)

○

地域の女性団体は、男女共同参画をはじめとする身近な問題の解決に大きく貢献してきており、現状では女性団体活動の自主的かつ主体的な活動を促進するには、一定の財政的支援が必要不可欠である。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

財政支援により当該団体の事業が円滑に実施され、男女共同参画社会の形成に寄与していると考ええる。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)

○

地域において社会活動を行う女性団体との幅広いネットワークを持つ当該団体の活動を支援することで、県内の女性団体の活動の継続・活性化を図ることができる。

(事業の見直し検討)

事業の必要性や有効性が認められることに加え、平成28年4月に女性の活躍推進法が施行されたため、本事業を継続し、男女共同参画を推進する。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 平成28年4月に女性の活躍推進法が施行されたことから、より一層、男女共同参画を推進する必要がある。